



熊 労 基 発 第 127 号

平成 24 年 9 月 19 日

労働者健康福祉機構

熊本産業保健推進センター 所長 殿

熊本労働局労働基準部長



### 煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について

国土交通省が実施した平成 23 年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト 含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」において煙突内の石綿含有断熱材が著しく劣化している場合に、煙突内部のみならず、隣接する機械室でも、比較的低い濃度の石綿繊維の飛散が確認されたとの報告がなされているところです。

石綿障害予防規則第 10 条では、吹き付け石綿等の劣化等による石綿の飛散については、除去等の措置を講ずることとされていますが、煙突内の石綿含有断熱材の劣化による石綿の飛散については、措置の対象とはされておられません。

今般の国土交通省の調査結果を踏まえ、たとえ少量であっても煙突内部の石綿含有断熱材が著しく劣化している等により、煙突内部のみならず周辺作業場での石綿の飛散のおそれが懸念される場合には、煙突内の石綿含有断熱材の除去等石綿障害予防規則第 10 条に準じた措置を講ずるようお願いいたします。

つきましては、貴会会員等に対し、下記事項を周知いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 事業者は、その労働者を就業させる建築物に設置された煙突内部の石綿含有断熱材が著しく劣化し、石綿を含有する粉じんの発散により、煙突周辺の作業場で作業する労働者がその粉じんに暴露するおそれが懸念される場合は、石綿障害予防規則第 10 条に準じ、当該石綿の除去等の措置を講ずるほか、作業等で労働者を粉じんに暴露するおそれのある場所に立ち入らせる場合は労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。
- 2 煙突内部の石綿含有断熱材の除去等の作業に当たっては、石綿障害予防規則に基づく労働者ばく露防止対策を講ずること。
- 3 石綿含有断熱材を使用した煙突内部の清掃等作業を行う場合は、平成 24 年 7 月 31 日付け基安化発 0731 第 2 号「煙突内部に使用される石綿含有断熱材に係る留意事項について」に留意の上、必要な石綿ばく露防止対策を講ずること。



平成24年7月31日  
基安化発0731第2号

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課長

### 煙突内部に使用される石綿含有断熱材に係る留意事項について

石綿を含有する断熱材等を使用した煙突等を含む建築物の解体等工事については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成24年5月9日付け厚生労働大臣公示）に基づき適切な措置を図っていく必要があります。

一方、現在使用されている煙突内についても、石綿含有断熱材等が使用されている場合があります。当該材が劣化してその破片が煙突下部に落下している場合もあると考えられます。これらの石綿を含有する破片等を取り扱う煙突の清掃作業等を実施する場合においても、石綿則に基づき呼吸用保護具等の措置を確実に実施するとともに、その処分に当たっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく措置等が必要になります。

このため、石綿による健康障害を予防するためには、このような清掃等作業において取り扱う破片等に石綿が含有するかどうか確認することが重要となりますので、この確認作業の徹底につきお願いするとともに、労働者に石綿を含有する破片等を取り扱わせる場合には、石綿則に基づく必要な措置の徹底をお願いいたします。

つきましては、貴会会員等に対し、下記事項を周知いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 石綿則の適用となる作業かどうか確認するため、事業者が煙突の清掃等業務を労働者に行わせる場合は、煙突に使用されている断熱材等が石綿を含有しているかどうか建築物所有者又は業務発注者に確認するか若しくは自ら建築物の図面等により確認すること。その結果、石綿含有断熱材等が使用されている場合は、煙突の清掃等業務において、灰等について目視や石綿含有の分析によりこの断熱材等の破片等が含まれているかどうか確認すること。



- 2 1の確認の結果、石綿含有の断熱材等を取り扱う際には、石綿則に基づく呼吸用保護具の着用等石綿による健康障害を防止するため必要な措置を講じさせること。
- 3 石綿を含有する灰等の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、適切な処分を行うこと。